

保育料基準額表（月額）

（単位：円）

階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	
B階層	A階層を除き平成30年度の市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
C階層	1 平成30年度の市区町村民税のうち均等割のみの世帯	3,800	3,700	2,800	2,700	
	2 " 所得割が6,000円未満の世帯	4,400	4,300	3,600	3,500	
	3 " 所得割が6,000円以上の世帯	5,200	5,100	4,400	4,300	
D階層	1 平成30年分の所得税課税額が2,000円未満の世帯	6,400	6,200	5,200	5,100	
	2	1 " 2,000円以上6,000円未満の世帯	7,600	7,400	6,000	5,800
		2 " 6,000円以上12,000円未満の世帯	8,800	8,600	6,800	6,600
		3 " 12,000円以上17,000円未満の世帯	10,200	10,000	7,600	7,400
	3	1 " 17,000円以上23,000円未満の世帯	11,800	11,500	8,600	8,400
		2 " 23,000円以上28,000円未満の世帯	13,400	13,100	9,600	9,400
		3 " 28,000円以上33,000円未満の世帯	15,000	14,700	10,600	10,400
	4	1 " 33,000円以上42,000円未満の世帯	16,800	16,500	11,600	11,400
		2 " 42,000円以上50,000円未満の世帯	18,600	18,200	12,600	12,300
	5	" 50,000円以上66,000円未満の世帯	20,800	20,400	13,600	13,300
	6	" 66,000円以上83,000円未満の世帯	23,200	22,800	14,600	14,300
	7	" 83,000円以上102,000円未満の世帯	25,600	25,100	15,600	15,300
	8	" 102,000円以上135,000円未満の世帯	27,800	27,300	16,600	16,300
	9	" 135,000円以上170,000円未満の世帯	30,000	29,400	17,600	17,300
	10	" 170,000円以上202,000円未満の世帯	32,200	31,600	18,600	18,200
	11	" 202,000円以上235,000円未満の世帯	34,400	33,800	19,400	19,000
	12	" 235,000円以上290,000円未満の世帯	36,400	35,700	20,200	19,800
13	" 290,000円以上345,000円未満の世帯	38,000	37,300	20,800	20,400	
14	" 345,000円以上455,000円未満の世帯	39,600	38,900	21,400	21,000	
15	" 455,000円以上570,000円未満の世帯	41,200	40,400	22,000	21,600	
16	" 570,000円以上680,000円未満の世帯	42,200	41,400	22,200	21,800	
17	" 680,000円以上の世帯	42,800	42,000	22,400	22,000	

- * 「B・C階層」の平成30年度市区町村民税とは、平成29年中の所得から算出したものです。
- * 「D階層」の平成30年分の所得税課税額とは、平成30年中の所得から算出したものです。
- * 3歳未満児及び3歳以上児の年齢区分は、その年度の4月1日時点の年齢で決定します。
- * 保育の必要量に応じて保育料が2区分にわかれます。（保育標準時間、保育短時間を超えて延長保育の利用をする場合は、別途延長保育料がかかります。）

※税制改正による年少扶養控除等の廃止および復興特別所得税の影響を生じさせないよう、保育料を算出します。

※幼児教育・保育の無償化について
 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が予定されているため、記載内容に変更が生じる場合がありますので、ご注意ください。